

婚姻届を出される方へ

記載例とあわせよくお読みください。

これは、山口市に届出される場合を中心に書いております。婚姻と併せて養子縁組をされる場合や、御不明な点がありましたら、戸籍の届出窓口にご相談ください。

届書の記入は鉛筆や消えやすいインク（消えるボールペンなど）で書かないでください。

【1】氏名・生年月日《 届書の（1）欄 》

氏名は略字を使わず、戸籍に記載してある字で書いてください。日本国籍の方の生年月日は和暦で、外国籍の方の生年月日は西暦で書いてください。年月日は算用数字で書いてください。

両人の氏は、現在の氏（婚姻前の氏）を書いてください。婚姻届が受理されてから、氏が変わります。

新しい戸籍には、正しい字で記載されます。

【2】住所《 届書の（2）欄 》

婚姻届を提出する時点の住民票に記載されている住所を書いてください。ただし、婚姻届と同時に住所変更の手続き（転入・転居）をされる方は、新しい住所を書いてください。（世帯主の記入は不要です。）

婚姻届の提出だけでは、住所は変わりませんのでご注意ください。

なお、次のようなときは、住民票のとおり住所を書き、後日住所変更の手続きをしてください。

- ・休日・夜間窓口に届出される場合
- ・市外へ転出される場合
- ・婚姻届出後に住所が変わる場合

（注意事項）転入・転居は、予定での住民異動届は受け付けられません。

山口市に転入される場合、前住所地の転出証明書が必要です。

※マイナポータルを通じたオンラインによる転出届出をされた方は、マイナンバーカードをお持ちください。転出証明書は不要です。

【3】本籍等《 届書の（3）欄 》

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）があれば、そのとおりに書いてください。

筆頭者の氏名は、戸籍のはじめに書いてある人の氏名です。

父母の氏名欄は、実父母を書いてください。

養父母がおられる方は、養父母の氏名欄に書いてください。他にも養父母がいる場合は、氏名・続き柄をその他欄に書いてください。

〈例〉 夫（妻）になる人の養父 ○ ○ ○ ○ 続き柄 養子（養女）
養母 △ △ △ △

【4】婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍《届書の（4）欄》

婚姻後の夫婦の氏は、どちらか選択される氏の□に✓をしてください。選択された氏を名乗ることになります。

選択した氏をすでに名乗っている方が、婚姻前から戸籍の筆頭者でなければ、届出の両人で新しい戸籍が作られ、選択した氏の方が新戸籍の筆頭者になります。

新本籍欄に書かれた地番が新しい戸籍の本籍となります。届出後に訂正はできませんので、よく考えて書いてください。

選択した氏を婚姻前から名乗っている方が、すでに戸籍の筆頭者であれば、新しい戸籍は作られずに、相手の方がその戸籍に入籍することになりますので、新本籍は書かないでください。本籍を変更したいときは、別に転籍届が必要となります。

妻の氏を選択されても、夫になる人は養子とはなりません。養子となるには、別に養子縁組届が必要です。

【5】初婚・再婚の別《届書の（6）欄》

該当する□に✓をしてください。死別・離別は、戸籍に記載されている日にちを書いてください。

【6】届出人

両人が自署してください。

【7】証人

成年者の証人が2名必要です。

届出時にご用意ください

- ・婚姻届 1通
- ・官公署が発行した顔写真付身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）